

# 知っていますか？ 小学生の 万引きについて

～万引きをしない させない 見逃さない～

このカード  
見たことないわ。  
どうしたのかしら…？  
まさか…万引き？

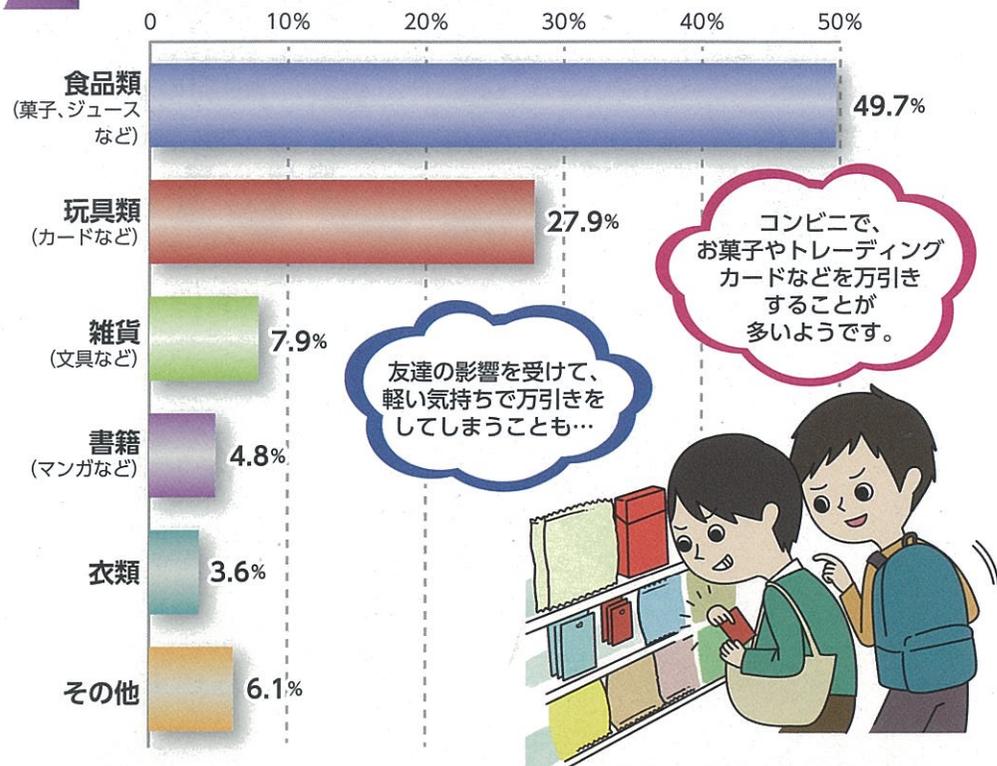


万引きは窃盗罪（刑法第235条）、  
10年以下の懲役または50万円以下の罰金です！

## 相談先

- ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談室）  
☎03-3580-4970（24時間受付）
- 各警察署生活安全課少年係又は防犯係

## どんなものを万引きしているの？



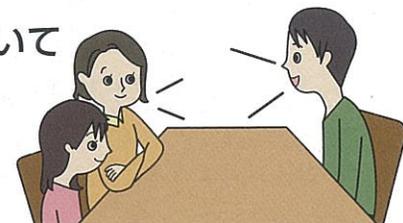
## 思い当たることはありませんか？

- 悩んでいる。様子がおかしい。
- 学校や友達のことを、あまり話さなくなった。
- 見知らぬゲームソフトやマンガ、カードなどを持っている。
- 買い与えていないお菓子の袋が捨ててある。

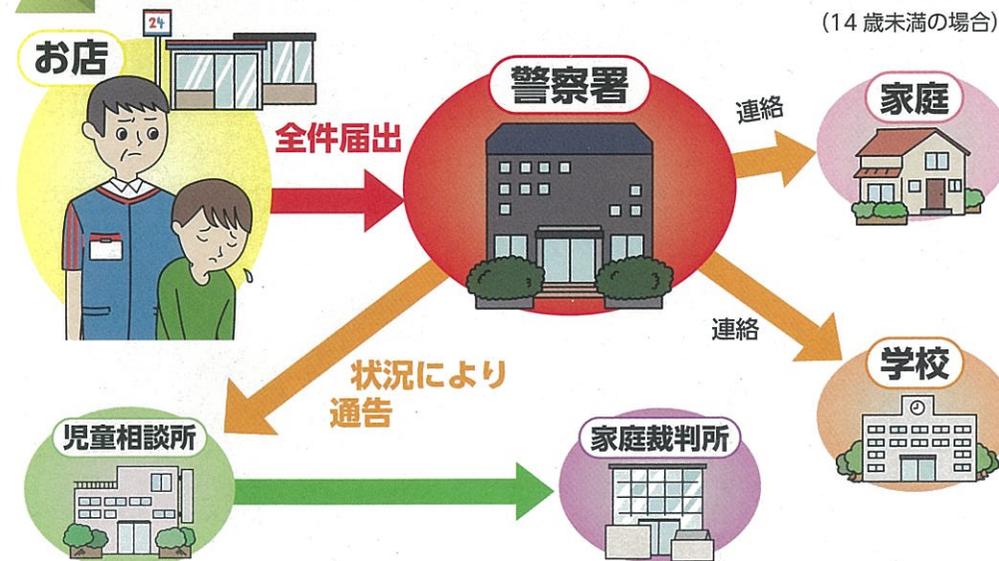


## 子供に万引きをさせないために…

- 日ごろから家庭のふれあいを大切にしていますか。
- 良いこと、悪いことの区別をしっかりと教えていますか。
- 間違ったことをしたとき、きちんと叱っていますか。
- ねだる子供に我慢させていますか。
- 子供の手本になるような生き方をしていますか。
- 思いやる気持ち、人の痛みを感じる心を育てていますか。
- 子供の話を目を見てきちんときいてあげていますか。
- 「ありがとう」「すごいね」など愛ある言葉を使っていますか。



## 万引きをしたらどうになってしまうの…？



※警察はお店に対して、全ての万引きを届け出るようにお願いしています。  
 ※警察は、事件について家庭(保護者)や学校に連絡し、状況により、児童相談所に通告します。

## 子供が万引きをしてしまったら…

### 理由・原因を究明し、真剣に向き合う

家庭(放任、不和、過干渉等)、学校(学習遅れ等)、友人関係(いじめ、仲間外れ等)に悩みを抱えている場合があります。

### きちんと叱る

「怒る」のではなく、毅然とした態度で「叱る」ことが大切です。

### 「二度とさせない」と決意する

初めの万引きのときに、適切な対応をしないと、結果的に非行を助長することがあります。

### 一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が身をもって謝罪する姿を見せることで、子供は自分がしてしまったことの重大さに気がきます。



## 二度と万引きをさせないために…

- 子供は万引きを、「ゲーム感覚で」「友達がしてるから」などの理由でしてしまう場合が多く、「悪いことをした」という意識が低い傾向にあります。
- 初めの対応を誤ると、何度も繰り返したり、「重大な犯罪」にエスカレートしてしまう可能性があります。

※子供に毅然とした態度でしっかりと注意を与え、「してはならないこと」だと理解させることが大切です。



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
けいしちょう



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 万引きは、 見つからなくても 見つかって代金を払っても 犯罪です。



こんな子供の態度に注意を……。



家族との会話を避けたり、急に怒ったり、暴れるようになる



高価なものを持っている



品物を親に見せたがらなくなり、服装などが派手になる

こんな親の態度も問題です……。



買い取ったり、返せばいいと思っている



万引きくらい気にもとめない

# 「万引きをしない させない 見逃さない」

ために

## ■保護者の方へのお願い■

- ◆ 日頃から善悪のけじめをしつける。
- ◆ 親子の対話を大切にする。
- ◆ 子供の持ち物に気を配る。
- ◆ 登下校中の行動や友達づきあい、小遣いの使いみち等に関心を持つ。
- ◆ 万引きを知った時は、毅然とした態度をとる。

## ■販売店の方へのお願い■

- ◆ 来店者に「いらっしゃいませ、何かお探しですか」等と声かけをする。
- ◆ 商品の陳列場所や方法に配慮する。
- ◆ 防犯カメラを設置する等の監視体制に配慮する。
- ◆ 店や店の前を非行化等の温床となる溜まり場にさせない。
- ◆ 店内で不審な行動をする少年には、必ず「ひと声」かける。



小学生  
高学年用

まんび

はんざい

# 万引きは！ 犯罪です！

警視庁  
世田谷署

少年係

☆1回くらい…ばれなきゃ平気でしょ！

「万引きがばれたらお金を払えばいいよ…」  
「あやまれればお店の人はゆるしてくれる…」などと万引きを軽く考えている人はいませんか？  
万引きは犯罪です！

せつとうざい

窃盗罪(刑法235条)

ちょうえき

10年以下の懲役  
または50万以下の罰金



☆なかよしの友だちに誘われたんだ！

「いっしょに万引きしよう」と誘われたから…」「親友だから断れなかった…」  
万引きは**ドロボウ**です。  
本当の友達には悪いことをしようとした時に止めてくれる人ではないですか？

ストップ!



☆どれだけ周りの人を悲しませるか…

みなさんは、多くの人たちに助けられ見守られています。1回の万引きで、その人達を**悲しませること**になるのです。  
家族・学校の先生や友達・お店屋さん…

何よりも、自分が一番悲しくなるはずです。



## 万引きしたら…どうなっちゃうんだろう

お店の人は、必ず万引きは警察に連絡することになっています。



少年事件の主な流れ

警察署

↓14歳未満の場合

児童相談所

家庭裁判所

家庭連絡

・おまわりさんは、家族にあなたが万引きをしたことを話します。  
家族みんなが、あなたの将来を心配して悲しみます。

学校連絡

・おまわりさんは、学校の先生にも話をします。



ほごしよぶん

保護処分

・保護観察  
・自立支援施設  
・少年院

しどうそうたんじよそうち

児童相談所送致

・児童福祉施設  
入所

お店は…

みなさんにも大切な物があると思います。  
お店にとって「品物」は**宝物**です。  
宝物がなくなったらみなさんはどう思いますか？  
お店は品物を売って、生活しているのです。  
万引きで被害が多くなると**生活が出来なくなります**。  
たった一度のあやまちが、周りの人に迷惑をかけ、取り返しのつかないこととなります。



※家族と離れて生活しなければならぬこともあります！

## 万引きしなくても罪になる！

★「万引き」は、自分がやらなくても友達に**万引きをやらせたり**、万引きするのを見張っていたりしても罪になることがあります。

★友達が万引きした物をもらったり、買い取ったりしても罪になることがあります。



断る勇気を持って…

万引きは犯罪だ！**ダメなものはダメ**。断る言葉を考えておこう。  
もし、友達が万引きをやらそうとしていたら、やっではダメと言ってあげよう。  
本当の友達は、あなたを大切に思ってくれる人です。

# 子供を守る ネットルール TOKYOキャンペーン



## 家庭や友人間でネットルールをつくりましょう

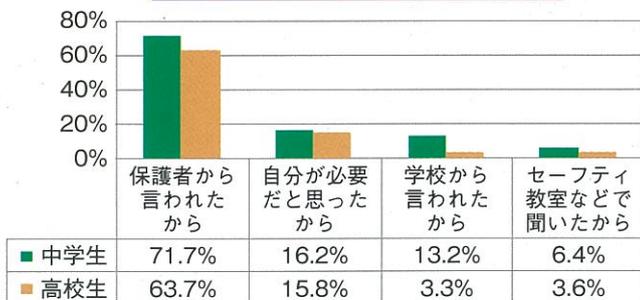
平成29年中に警視庁少年育成課が行ったアンケート調査によると、中学生の約72%、高校生の約98%がスマートフォンを保有していると回答しています。

子供にスマートフォン等のインターネット接続機器が急速に普及する中、インターネット利用に起因する犯罪被害やトラブルから子供を守るには、家庭や友人間におけるルールづくりとルールの遵守が必要です！

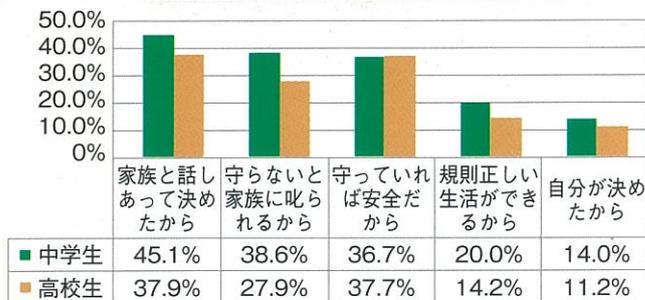
ネットルールをつくった場合、子供の約87%がルールを「守っている」又は「だいたい守っている」と答えています。

保護者の皆様は、子供のインターネット利用に大いに関心を持ち、しっかりと見守ってください。

ネットルールをつくった理由



ネットルールを守っている理由



【平成29年 警視庁少年育成課調査】※複数回答

## ～ 家庭内におけるルールづくりをする上でのポイント ～

- ① スマートフォン等を持たせる前にルールをつくる。
- ② 親子でよく話し合って内容を決め、子供の成長に応じて見直す。
- ③ 紙などにルールを書いて、親子で見える所に貼り、忘れないようにする。



### 家庭のルールの必要項目

- 時間を決め、目的を持って使う。
- 人が嫌がることはしない。
- 家族に言えないような使い方はしない。
- アプリのダウンロードは保護者に確認してもらってから行う。
- インターネット上で知り合った人とは「会わない」、「画像を送らない」、「住所や名前を教えない」。
- 困ったらすぐ保護者や学校の先生、警察に相談する。
- ルールを守らなかった時のペナルティを決めておく。

## ～フィルタリングで有害なサイトをシャットアウト～

スマートフォンには3つの回線にフィルタリングが必要です。



フィルタリングは、有害なサイト等へのアクセスを制限し、子供を守るためのサービスです。フィルタリングは、子供の成長に合わせて設定を変更することができます。フィルタリングをしっかり活用し、情報モラルが身に付くに従って設定を変更するなど、保護者が責任を持って子供のインターネット利用を見守っていくことが必要です。

なお、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が改正され、平成30年2月1日から、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約をする際、携帯電話事業者や販売店は、使用者が誰であるか確認をし、18歳未満である場合には、原則としてフィルタリングの設定を有効にしなければならないことになりました。

フィルタリングの詳細については、携帯電話事業者や販売店にお問い合わせください。

# お子さんを正当な理由なく 深夜外出させていませんか？

青少年の深夜外出は、危険がいっぱい！！

『犯罪に巻き込まれる危険性』

『加害者になる危険性』



青少年の深夜外出は、東京都青少年の健全な育成に関する条例で制限されています。

- 「青少年」とは… **18歳未満の者**です。
- 「深夜」とは… **午後11時から翌日午前4時まで**です。

## 保護者のみなさんに注意して欲しいこと

☆保護者は…『**正当な理由**』がある場合を除いて、深夜に子供を外出させないように努めなければなりません。

※「正当な理由」…○定例的なもの～勉強、就労（労働基準法の範囲に限る）をいいます。  
○突発的なもの～本人又は保護者、親戚等の病気や事故等をいいます。

※もしも、青少年が正当な理由なく深夜外出していると… **補導対象**となります。

☆下記の施設は、保護者が一緒でも、深夜に青少年が入店又は入場できません。

- カラオケボックス
- 水泳施設
- まんが喫茶
- スケート場
- インターネットカフェ
- 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設
- ボウリング場

## 子供を守る ネットルール

1.まずは、フィルタリングを!!

### ポイント

スマートフォンの場合は、携帯電話回線の他に無線LAN回線によりインターネットに接続ができますので無線LAN回線へのフィルタリング等による制限の他、アプリのインストール及び起動を制限するためのフィルタリング等も利用するようにしましょう。



イメージキャラクター  
親子ユニット  
カンガルール

2.子供とよく話し合っ、家庭でのルールづくりをしましょう!!

## 撲滅! 危険ドラッグ!!

～許さない 危険ドラッグ事件事故 防ぐ主役はあなたから～

麻薬じゃないから、危険はない…

ちよつと待った!!

違法じゃないから、捕まらない…

指定薬物の所持・使用は犯罪です!

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

R70



# たかが夫婦げんかと思っていないですか？



子供のいる家庭での配偶者に対する暴力（DV）等は、**子供への心理的虐待**にあたります。

夫婦げんかであっても、子供に心理的外傷を与える可能性があります。

## 夫婦げんかや配偶者暴力があると

怒鳴り声 叫び声  
暴言・暴力  
恐ろしい表情  
物の壊れる音 から



ぼく（わたし）のせいでけんかしているのかなあ・・・  
仲直りしてほしいなあ

- 親や兄弟姉妹にも暴力をふるう
- 友達とうまく遊べない
- ケンカが多くなる
- 学校や保育園に行きたがらない
- 自分なんて必要がないと思う

だんだんと良好な人間関係がもてなくなる  
社会参加がしにくくなる

子供の成長や発達に  
悪い影響を与えます

## 子供はこんなことも感じています

- 不安や心配が大きくなる
- おびえる
- 親を怖がる
- 自分は悪い子だ
- 自信がなくなる
- 自己肯定感（自分は大切な存在）が低くなる

## 子供にこんなことが起こります

- 親から離れない
- 口げんかで敏感に反応する
- 頭痛 ● 腹痛 ● 吐き気 ● 発熱
- 寝つきが悪くなる ● 夜泣き
- 萎縮する ● ぼーっとする
- 落ち着かない ● 集中できない

家庭は本来子供にとって一番安心できる場所です。

虐待かな？  
迷わず110番

警視庁世田谷警察署（少年係）

03-3418-0110（内線）2812

児童相談所 全国共通3桁ダイヤル 189（いちはやく）





PTA会員各位

平成 30 年 10 月 2 日

平成30年度年間テーマ はぐくもう親子でつながる輪

## ふれあいNO.3

多聞小学校PTA会長 川田 英明

成人教育委員会委員長 大森 宏美

### 第1回家庭教育学級（セーフティ教室）の報告

—講演テーマ「万引き防止」～万引きなどの犯罪に巻き込まれないために～—

9月8日（土）に開催いたしました標記の家庭教育学級について、下記のとおり、講演内容及びご参加いただいた皆様の感想等をご紹介します。

お忙しい中、ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

#### 記

##### 【講師】

警視庁世田谷警察署 生活安全課少年係 スクールサポーター 築山正明 様

##### 【講演内容】

スクールサポーター築山様から、近年 小学生の万引きが急増しており、身近に巻き込まれる当然の環境があり 子どもを被害者や加害者にさせない、また、してしまった場合などについてお話しいただきました。万引きをさせないための方法として、

#### 1. 子どもの貸し借り（見知らぬものを持っている）をルーズにしない。

万引きのきっかけは、貸し借りがスタートの場合が多く、誰から借りているなどの会話もしながら 借りたものは返すこと（返さないことはダメなこと）を伝える。

#### 2. 下校中にコンビニやスーパーなどに立寄らせない。

小学生が万引きを行う場所としてはコンビニが多く、ランドセルを背負ったままの事例もある。身近で、店内で人目が気になりにくい点が挙げられる。まっすぐ帰る事を伝える。

また、子どもは万引きを「ゲーム感覚」「友達がしてるから」などの理由でしてしまうことが多く、「悪いことをした」という意識が低い傾向にある。万が一、万引きをしてしまったら きちんと叱り「二度としない」と決意させることも大切とお話しいただきました。

（裏面につづく）



【感想（アンケートより抜粋）】

- ・家庭で万引きについて話しあったことがなかったので、これを機に見直していきたいと思いました。
- ・中高生が深夜外出で万引きするイメージでしたが、小学生が多いと聞いてびっくりしました。
- ・万引きという重いテーマで、子供たちに理解させてもらいたいと思いました。

【相談、情報提供、少年の悩みや困りごとの窓口】

- 警視庁世田谷警察署(少年係)  
03-3418-0110 (内線 2812)
- ヤング・テレホン・コーナー(警視庁少年育成課少年相談室)  
03-3580-4970(24時間受付、匿名可)  
(もしくは各警察署生活安全課少年係または防犯係)
- STOP!児童ポルノ・情報ホットライン(児童ポルノに関する相談)  
0570-024-110(24時間受付、匿名可)